

Q&A（専門医認定更新）Ver.1.0

2016 年 1 月 28 日

公益社団法人日本リハビリテーション医学会
専門医制度委員会 担当理事 浅見豊子
委員長 芳賀信彦

以下は、リハビリテーション科の専門医認定と更新に関する Q&A です。更新に関しては、別途公開されている、「日本専門医機構による新専門医制度に於けるリハビリテーション科専門医更新基準について（以下、専門医更新基準）」と関係する資料を参照して下さい。また専門医試験の時期等については、本 Q&A の最後に掲載する別表を参照して下さい。

なおここでは、現行の日本リハ医学会が認定（更新を含む）する専門医を「学会専門医」、日本専門医機構が認定（更新を含む）する専門医を「機構認定専門医」と呼びます。

この Q&A は随時更新される予定です。

【専門医の新規認定】

1) Q：専門医の新規認定は、どの機関が行うのですか？

A：2017 年に専門研修プログラムが開始される新専門医制度までは、現状の規則に従い専門医を日本リハビリテーション（リハ）医学会が認定します。2017 年に研修が始まる第 1 期の専攻医の研修が終了するのは 2020 年 3 月ですので、2019 年度の専門医試験（2019 年秋に申請、2020 年 3 月に試験予定）が、現制度における最後の試験になる予定です。それ以降は新専門医制度のもと、日本専門医機構が認定します。

2) Q：現在の専門医制度に基づいて受験資格を得て専門医試験を受験し、不合格になった場合は、どのようなになるのでしょうか？

A：合格しなかった受験者に対しては、2025 年度の専門医試験までの再受験を認め、合格した場合は日本リハ医学会が専門医として認定する予定です。

3) Q: 現行の専門医制度に従って専門医試験を受けようと思いますが、2019 年度までに受験資格を満たすことができない可能性があります。どうすればよいですか？

A: 受験資格を満たすことができない場合は、原則的に新専門医制度における研修プログラムを満たした上で専門医試験を受験することになります。現行の専門医試験受験資格を十分に確認して、資格を満たすように準備を進めることをお勧めします。但し、現行の研修制度内に於いて、病気等により研修が中断した場合は、2024 年度まで現行の制度の下で専門医試験を受験することができる予定です。事情は個々に異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

4) Q: 2016 年の 4 月から研修を開始した場合、3 年間の研修終了が 2019 年の 3 月となります。この場合、2019 年の 3 月の専門医試験は受けることができるのでしょうか？ 現在の制度では『その状況の生じた月の当初から認定申請の締め切り月末までに 3 年以上経過し、専門医制度卒後研修カリキュラムを修了していることとする。』と記載されており、この場合の認定申請の締め切り月末とは、2019 年 3 月の専門医試験を受ける場合、申し込みが 2018 年 11 月頃だと思うのですが、この 11 月末を指すのでしょうか、それとも実際に試験を受ける 3 月を指すのでしょうか？ もしも 2018 年 11 月を示す場合、2015 年 12 月以降に研修を開始した医師は新専門医制度でのカリキュラムに則って研修をするべきということになるのでしょうか？

A: 現行制度での専門医受験において 2019 年 3 月の専門医試験を受験するためには、2018 年 11 月末日までに 3 年を経過しているという条件が必要ですので、2016 年 4 月から研修を開始すると 2018 年 11 月末日までには必要とする 36 カ月の研修期間を満たしません。2016 年 4 月から研修を開始する場合は、2019 年 11 月末日までに 36 カ月の研修期間をクリアし、2020 年の専門医試験（何月に行うかは検討中）を受験することになります。「その状況の生じた月の当初」とは、4 月 20 日に開始した場合は 4 月 1 日を起算日とするという意味です。また「認定申請の締め切り月末」とは、36 カ月経過後の 11 月末日を指します。新専門医制度における研修カリキュラムは 2017 年度から開始され、最初の試験は 2020 年度となる予定ですが、詳細な時期は検討中です。

- 5) Q: 現在リハビリテーションの仕事についていますが、勤務先が日本リハ医学会の研修施設の認定を受けていません。どうしたら現行の専門医制度に従って専門医試験を受けることができますか？

A: 日本リハ医学会が認定する研修施設で3年以上の研修を行っていないと、受験資格を満たすことができません。対応策としては、現在勤務している施設が研修施設の認定を受けるように体制を整える、研修施設での研修を早急に始める、などが考えられます。

- 6) Q: リハ科以外の診療経験が多く、リハ科への転向を考えています。新専門医制度において専門医になるために、何らかの優遇措置が準備されますか？

A: 現時点では優遇措置は準備されていません。3年間の研修プログラムを修了する必要があります。

- 7) Q: 現在、新専門医制度への移行期とのことですが、私は予定通り進めば2018年度の専門医試験を受けることになります。それに必要な研修施設（基幹病院）は連携施設Aを満たす必要がありますか？

A: 2017年に専門研修プログラムが開始される新専門医制度までは、現状の規則に従い専門医を日本リハビリテーション（リハ）医学会が認定します。2018年度に専門医試験を受験されるのであれば、日本リハビリテーション医学会の認定試験を受験されるので、研修はリハ医学会認定の研修施設にて受けることとなります。

- 8) Q: 2017年から制度が変わると思うのですが、2015~2017まで研修施設にいた場合（3年未満だが2年はいた）、もう一度1から、3年間の研修プログラムに入り直さないといけないのでしょうか？

A: 新専門医制度の研修は2017年度から開始され、3年間の研修を受けたのち、2020年度に実施する認定試験が最初の機構認定専門医の認定試験となります。2015年度から研修を受けられているのであれば、3年の研修期間を終了した後、現行の「学会専門医」試験を受験していただき、学会専門医の認定を受けていただくことになります。その後5年後に機構認定専門医としての資格更新をしていただくことになります。

9) Q : 現在整形外科学会専門医と、リハビリテーション専門医の2つの領域の専門医資格を持つことが可能と思います。今後新専門医制度の下で、整形外科学会専門医を取得した医師が、さらにリハビリテーション専門医を取得することは可能でしょうか？また現在整形外科とリハビリテーションの2つの専門医を有している医師は、新専門医制度下でも引き続き2つの専門医資格を有することは可能でしょうか？

A : 新専門医制度において専門医資格を複数取得することを妨げてはいませんし、複数の資格を保持し更新することも妨げていません。ということを日本専門医機構から伺っています。

10) Q : 2016 年度より整形外科後期研修を開始しますが、今後リハビリテーション科の専門医取得も考えております。新専門医制度の対象となった場合、整形外科・リハビリテーション科後期研修を同時期に(期間が重複) 受けることは可能でしょうか

A : 新専門医制度は平成 28 年度から第 1 期専攻医の募集を開始し、専攻医は平成 29 年 4 月から専門医機構の認定した各基本領域の研修プログラムによって 3 年間の研修を行うこととなります。この間 2 つの基本領域を同時に研修することは出来ません。したがって新専門医制度では、ご質問にある整形外科とリハビリテーション科の同時履修は出来ません。

11) Q : 新専門医制度になると、現行の制度にある認定臨床医はどうなるのでしょうか？

A : 認定臨床医は、日本リハ医学会が認定する資格として残ります。

【専門医の更新】

12) Q : 新専門医制度に移行すると、専門医の更新はどの機関がおこなうのですか？

A : 今後リハ科専門医の更新は、「リハ科専門医更新基準」に基づき、日本専門医機構が行うことになります。但し 2019 年度までは移行期間とし、日本リハ医学会が更新を認定する学会専門医と機構が更新を認定する機構認定専門医を選択することが可能です。

13) Q : 移行期間中に学会専門医か機構認定専門医を選択するということですが、何か違いがあるのですか？

A : 学会専門医も、新専門医制度における研修プログラムにおいて、指導医として専攻医の指導に当たることができます。すなわち基本的には学会専門医と機構認定専門医の間に優劣を含めた差はありません。なお機構認定専門医として更新するためには、機構に支払う認定料（1 万円）が追加で必要になる予定です。

14) Q : 移行期間中に学会専門医か機構認定専門医を選択するということですが、どのように選択するのですか？

A : 現在の専門医の認定期間がいつまでかにより異なります。2016 年度の更新申請者（認定期間が 2016 年 3 月末までの専門医）は、新専門医制度に対応するシステム準備が不十分であるため、日本リハ医学会が指定した少数名を除き、学会専門医として更新することになります。2017 年度～2019 年度の更新申請者（認定期間が 2017 年 3 月末まで～2019 年 3 月末までの専門医）は、学会専門医として更新するか、機構認定専門医として更新するかをご自身に選択して頂く予定です。資格更新に関するシステムの準備状況によっては、機構認定専門医として更新する方を限定させて頂く可能性があります。機構認定専門医として更新する場合は、学会認定医分と機構認定専門医分を満たす単位を必要とします。詳細は「リハ科専門医更新基準」を参照して下さい。2020 年度の更新申請者（認定期間が 2020 年 3 月末までの専門医）からは必ず機構認定専門医として更新することになる予定です。したがって現在の専門医は、自身の更新時期を会員用 Web システムで確認し、「専門医更新基準」を熟読し準備を進めて下さい。

15) Q: 私は2016年4月に専門医を更新する予定です(現認定期間 2011/03/22～2016/03/31)。この場合、更新に当たり「医療倫理・医療安全・感染対策講習会」の受講は必須でしょうか？

A: 認定期間が2016/03/31までの専門医に関しては、基本的に従来通り日本リハビリテーション医学会が更新の認定をする予定です。日本リハ医学会による更新を受けるには、「専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規」の附則に従って、本医学会年次学術集会または専門医会学術集会の医療倫理・安全に関する講演受講の必須は免除されます。(ただし、更新条件の1つである専門医活動報告書内の「医療倫理と安全の項目」に関しては、他学会や院内での研修・受講、本や文献の学習、指導や委員会活動等、何かしらの記載は必須です)

なお詳細は、「リハビリテーション科専門医更新基準」を参照して下さい。

16) Q: 専門医更新に必要な医療倫理・安全対策の講習会は3枠ありますが、専門医更新のためには、このなかの一つでも出席すればよいのですか？それとも3つすべてに出席しなければならないのですか？

A: 医療安全、医療倫理、感染対策の講習は、新専門医制度による専門医更新に際しては全て必修となる予定です。

2020年4月から専門医の更新は全て日本専門医機構の認定による専門医に移行しますので、2020年4月以降に機構認定専門医を更新する場合は、更新までの5年間の内に三つの単位全てを取得することが必須となります。

認定期間が2017年3月末から2019年3月末までの更新申請者は、リハビリテーション医学会専門医として更新するか、機構認定専門医として更新するかを選択していただくこととなりますが、機構認定専門医として更新する場合は、前記の医療安全、医療倫理、感染対策の講習は全てまたは一部が必須となります(更新年度により異なります)。

学会専門医として更新する場合、2017年3月末までが認定期間の更新申請者は、医療安全、医療倫理、感染対策の講習受講は必須ではありませんが、活動報告書内に医療倫理・医療安全に関する記載をすることは必要です。2018年3月末以降までが認定期間の更新申請者は、日本リハ医学会が主催する医療倫理・医療安全の講習会のいずれかの受講が必要です。

17) Q : 日本リハビリ学会認定臨床医を持っており、単位取得期間が（2012/4/1～2017/3/31）となっていますが、2017 年に新制度が始まるにあたって、どのようにすれば良いのでしょうか？このまま 200 単位取得に向けて努力する意味合いはあるのでしょうか？

A : 認定臨床医の制度は現在と同じまま継続するので、新専門医制度のもとでも同様です。但し新専門医制度の関係で、現状の 10 単位を 1 単位と読み替えて、認定臨床医更新に 20 単位が必要となる、など若干の規則等の変更が予定されています。新専門医制度における専門医は日本専門医機構が認定するのに対し、認定臨床医は従来通り日本リハ医学会が認定する資格であり、その位置付けは従来と変わりません。

この認定臨床医は、日本リハ学会としてリハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有する医師を認定するものであるもので、その資格を持っていることで、国民や社会に分かりやすく信頼を与えることに繋がり、リハビリ科医師として国民や社会に良質かつ適切なリハビリ医療を提供することに関わることができると思っています。

18) Q : 新専門医制度下での、専門医更新の項目で「診療実績の証明」がありますが、症例一覧表に記載する内容で「担当医／指導医」とあります。これは専門医取得後も、リハビリ科の指導医がいる病院でないと更新ができないという意味ですか？

A : 症例一覧表に記載する項目の「担当医/指導医」には、担当医か指導医のいずれかを選択して記入していただきます。専門医取得後の更新の際に必ず指導医の診療実績の証明が必要という意味ではありません。

19) Q : 新専門医制度での更新要件の「診療実績の証明」についてですが、更新期間 5 年の間で、100 症例の診療実績が証明できればいいのでしょうか。例えば診療業務とは直接関係ない仕事についている期間がある事などは構わないのでしょうか。例えば、1 年間は臨床業務以外の仕事を行い、残り 4 年間で 100 症例を証明するなど。

A : 5 年間で 100 症例ですので、時期の配分は任意となります。ご質問のように 1 年間臨床業務以外の勤務をされても、他の 4 年間で 100 症例を満たしていただければ結構です。

【別表】専門医試験の時期等について

【新制度で3月に研修を終了後、同じ年の7月*に受験の場合】								
試験年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
試験時期 (試験を7月に行う場合)	試験無し	2020.7	2021.7	2022.7	2023.7	2024.7	2025.7	
現行制度の最終者(2016.4-2019.3研修が基本)		初回受験	(再受験)	(再受験)	(再受験)	(再受験)	(再受験 :最終)	
現行制度で研修開始したが妊娠出産等で研修中断した者 (最終的に3年間の研修を含む受験資格を満たす必要あり)		受験可能	受験可能	受験可能	受験可能	受験可能	受験可能 (最終)	
現行制度で2018年度までに受験したが不合格の者 (口頭試験のみ不合格の者も含む)		受験可能	受験可能	受験可能	受験可能	受験可能	受験可能 (最終)	
新専門医制度1期生(2017.4-2020.3研修が基本)		初回受験	(再受験)	(再受験)	(再受験)	(再受験)	(再受験)	**
新専門医制度2期生(2018.4-2021.3研修が基本)			初回受験	(再受験)	(再受験)	(再受験)	(再受験)	**
新専門医制度3期生(2019.4-2022.3研修が基本)				初回受験	(再受験)	(再受験)	(再受験)	**
新専門医制度4期生(2020.4-2023.3研修が基本)					初回受験	(再受験)	(再受験)	**
新専門医制度5期生(2021.4-2024.3研修が基本)						初回受験	(再受験)	**
新専門医制度6期生(2022.4-2025.3研修が基本)							初回受験	
*試験を何月に行うかは、現時点で確定していません。								
**新専門医制度における再受験を何回まで認めるかは、現時点で確定していません。								